

# 消費税納税 定期積金

毎月の積み立てで計画的に消費税納税のご準備を！

お積立期間 6ヶ月以上5年以内  
お積立金額 毎月1万円以上  
(1,000円単位)



詳しくは最寄りの店舗へ

野火止支店	048-478-5500	朝霞支店	048-461-0032
新座支店	048-478-1017	志木支店	048-471-0011
総合相談センター	048-489-1200	和光支店	048-461-2113

 JAあさか野

本店 048-451-1122

## 商品概要説明書

### 定期積金

(令和元年8月13日現在適用中)

1. 商品名	・消費税納税定期積金
2. ご利用いただける方	・個人および法人
3. 期間	・定額式 6か月以上5年以内
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払い込みいただきます。 ・掛込周期は、1か月のみとします。 ・1回当たり10,000円以上 ・1,000円単位
5. 支払方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して払い戻しできます。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 ・個人のお客さまは20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による受入ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、

	<p><b>元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</b></p>
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>• 掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>• 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>